

店頭外国為替証拠金取引説明書「EVO」

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引 EVO を取引されるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨レートの変動により損失が生じることがあります。また店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引くださいますようお願い申し上げます。

目 次

1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
2. 仕組みについて	4
3. 手続きについて	11
4. 店頭外国為替証拠金取引に係るリスク事項	14
5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	15
6. 当社の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について	18
7. 店頭外国為替証拠金取引等に関する主要な用語	19

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

本説明書は、店頭外国為替証拠金取引の仕組み、店頭外国為替取引のリスク等を説明する説明書であり、受託契約の締結前に、お客様に対し交付することが義務付けられている事前交付書面に該当します。お客様は、本説明書の内容を熟読し、ご理解いただいた上で、口座開設をお申込くださいますようお願いいたします。

(1) 店頭外国為替証拠金取引の対価の額(建単価×取引数量)は、その取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比べて大きいことから、その損失額はお客様が預託している証拠金額を上回ることがあります。

(2) 政治経済金利情勢等による通貨レートの変動や、通貨間の金利差調整額(以下「スワップポイント」)およびロスカット等により損失が生じ、その損失額が預託している証拠金額を上回ることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。

(3) 相場状況の急変により売りレートと買いレートのスプレッド幅が広がり、意図した取引ができずに損失が生じ、その損失額がお客様が預託している証拠金額を上回ることがあります。

(4) 取引システムまたは金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。また、システム障害等によりプライスの提示や取引が停止することがあります。

(5) 損失限定を意図した特定の注文方法(逆指値注文)は、市場の状況によってはスリッページが発生し有効に機能しないことがあります。市場レートが一方向にかつ急激に変動した場合、または週初にギャップが発生した場合など、お客様の指定レートよりも不利なレートで約定し意図しない損失が生じ、その損失額が預託している証拠金額を上回ることがあります。

(6) お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

(7) 取引手数料は無料です。

(8) 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を、次の金融機関と行っています。

Hantec Markets (Australia) Pty Limited(先物取引業)
オーストラリア証券投資委員会(ASIC)326907

カバー先の信用状況・財務状況の悪化やシステム障害等により、当社がカバー取引を行えない状態に陥った場合、当社はおお客様の注文を受注することができない、または制限され、お取引ができなくなる可能性があります。また、お客様が決済注文を発注できない状況下で、相場変動によってポジションの損失が拡大した場合、お客様は当社に預託している証拠金額を上回る損失を被る可能性があります。

(9) 当社は、お客様から預託を受けた証拠金を株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

2. 仕組みについて

<取引の方法>

取引内容は以下の通りです。

(1)通貨ペア、通貨記号、最小取引数量および最小変動幅は下表の通りです。

通貨ペア	通貨記号	最小取引数量	最小変動幅
米ドル／日本円	USD/JPY	10,000米ドル	0.001
ユーロ／日本円	EUR/JPY	10,000ユーロ	0.001
イギリスポンド／日本円	GBP/JPY	10,000イギリスポンド	0.001
オーストラリアドル／日本円	AUD/JPY	10,000オーストラリアドル	0.001
ニュージーランドドル／日本円	NZD/JPY	10,000ニュージーランドドル	0.001
カナダドル／日本円	CAD/JPY	10,000カナダドル	0.001
スイスフラン／日本円	CHF/JPY	10,000スイスフラン	0.001
ユーロ／米ドル	EUR/USD	10,000ユーロ	0.00001
イギリスポンド／米ドル	GBP/USD	10,000イギリスポンド	0.00001
米ドル／スイスフラン	USD/CHF	10,000米ドル	0.00001
ユーロ／イギリスポンド	EUR/GBP	10,000ユーロ	0.00001
オーストラリアドル／米ドル	AUD/USD	10,000オーストラリアドル	0.00001

(2)必要証拠金

個人のお客様につきましては、レバレッジ25倍(約定金額の4%の証拠金が必要)がお取引の上限となります。法人のお客様につきましては原則、金融先物取引業協会が算出するレバレッジ(証拠金率)を使用し、通貨ペア毎に異なったレバレッジ(証拠金率)が適用され、毎週水曜日に更新されます。

※法人口座のレバレッジ一覧

https://www.gaitamefinest.com/comp_leverage_current

※相場急変等でレバレッジを一時的に変更する場合があります。

※外貨同士の通貨ペアの場合は、清算通貨で求められる約定金額を円評価し計算を行い、小数点以下の端数については切捨となります。

(3)1回あたりの最大発注数量

1回の最大発注数量は取引証拠金の範囲内で、上限3,000,000通貨に制限されております。

※一日あたり(取引日ベース)の保有ポジションと新規注文の件数上限は合計1,000件です。

(4)取引レート

当社は、カバー先である Hantec Markets (Australia) Pty Limited が生成した買いレートと売りレートを、お客様に提示します。

お客様の注文は、当社サーバーが受注した時点でシステムにより自動的にカバー先へ発注され、カバー先での約定をもって約定となるため、提示レートでの約定をお約束するものではありません。

レートが提示されていても、お客様の注文がカバー先へ発注された時点でレートが存在しない場合や、市場の流動性低下等により注文がすべて失効、または一部約定となる可能性があります。

カバー先は、相場の急変等により提携している複数の金融機関からのレート配信が停止または安定的に配信されない場合、システム障害等が発生した場合、不安定なレートや市場の実勢レートと乖離したレートであるとカバー先が判断した場合にはレート配信を停止し、その後、安定的で適切なレートを配信することが可能となった場合にはレート配信を再開します。

当社は、カバー先からのレート配信が停止すると同時にお客様へのレート配信を停止し、カバー先からのレート配信が再開すると同時にお客様へのレート配信を再開します。

カバー先からのレート配信が停止されている間は、お客様の注文（成行、指値、逆指値、ロスカット取引等）はすべて執行できなくなります。

レート配信を停止し、その後配信を再開した場合、再開時のレートが基準となるため、場合によっては、お客様が事前に注文していた価格から大幅に乖離した価格で逆指値が約定することにより、または再開と同時にロスカットが執行され、計算上のロスカット基準より大きく乖離することになり、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された証拠金額を上回る損失を被る可能性があります。

(5) ロスカット

相場動向がお客様のポジションに対して不利な方向へ動いた場合、証拠金使用率が100%に達した時点、またはそれを越えた時点で、全てのポジションを成行注文で強制決済します。また急激な相場変動等、為替レートの状況（スリッページを含む）によっては、決済が不可能になることや不利なレートで約定され意図しない損失が生じることがあります。お客様の損失額が預託されている口座残高を上回り、口座残高がマイナスとなった場合、お客様は当社が定める期間までに不足金（残債務）の弁済を行わなければなりません。

※証拠金の判定は30秒毎に行われます。

【計算式】

証拠金使用率(%) = 必要証拠金 ÷ 有効証拠金 × 100

【計算例】

必要証拠金1,000,000円、有効証拠金1,000,000円（口座残高1,500,000円+評価損益がマイナス500,000）の時、証拠金使用率は1,000,000円 ÷ 1,000,000円 × 100 = 100%となり、全てのポジションがロスカットにより強制決済されます。

(6) 取引手数料

取引手数料は無料です。

(7) 取引時間

①取引時間（日本時間）は下表の通りです。

米国標準時	月曜日午前7時05分～土曜日午前6時55分 ※定期メンテナンス時間：火曜日～金曜日の午前6時58分～午前7時05分（7分間）
-------	---

米国夏時間	月曜日午前6時05分～土曜日午前5時55分 ※定期メンテナンス時間：火曜日～金曜日の午前5時58分～午前6時05分(7分間)
-------	---

※メンテナンス中は一切のお取引、発注、約定ができません。

②上記表以外のお取引できない日

- ・すべての市場の休場日(1月1日など)
- ・システム障害時等その他当社がお取引できないとした時間

※海外市場の休場等により取引時間に変更になる場合は事前に当社ホームページ上に掲載いたします。また、上記の取引時間内であっても当社および市場が機能できない場合は、予告無く取引を短縮・中断および中止することをご留意ください。

※ロールオーバー後15分間は、クイック入金、口座間振替、出金が出来ないことがあります。しばらく経ってから再度お手続きください。

※取引時間外にメンテナンスを行うことがあります(不定期)。メンテナンス中は一切のお取引、発注、約定ができませんので、ご注意ください。

(8)注文の種類および方法

買建て・売建ていずれも可能です。決済方法は反対売買による差金決済とします。また当社は現引き・現渡しは取り扱っておりません。注文はインターネット経由のみとし、電話およびそれ以外の手段による注文の受託はシステム障害時および停電等による不測の事態等を含めて如何なる場合においても一切行わないのでご了承ください。

(9)両建て取引

両建て取引を行うことは可能です。但し、スワップポイント(詳細は(12)スワップポイントをご覧ください。)により逆ザヤが生じることがあること、決済時にスプレッドによるコストの負担が二重に発生し損失が生じることおよび必要証拠金が二重にかかること等のデメリットがあり、経済的合理性を欠く取引であることをご認識のうえ、お客様ご自身の判断でお取引くださいますようお願い申し上げます。

(10)ロールオーバー

ロールオーバーは、毎営業日ポジションを決済されなかった場合、自動的に翌営業日にポジションを繰り越すことをいいます。ロールオーバーは、日本時間火曜日～金曜日の午前7時00分(米国夏時間は午前6時00分)、土曜日の午前6時59分(同午前5時59分)。

(11)スワップポイント

スワップポイントは、通貨ペアの2通貨間の金利差から生じる金利差調整額のことをいいます。日々のロールオーバー時にスワップポイントが発生し、取引証拠金に加算されます。スワップポイントはポジションを決済するまで、受払いが発生します。

※お客様が受け取るスワップポイントと支払うスワップポイントには差が生じます。

※金利の高い通貨を買い建てた場合、スワップポイントを受け取ることとなりますが、金利の高い通貨を売り建てた場合は、スワップポイントを支払うこととなります。

※取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。また、支払いから受取りに転じることもあります。

※同一通貨ペアについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。

※通貨間の金利差が小さい時は、売り建て買い建てともに支払いとなる場合があります。

(12) システム障害発生時の対応

当社では、システム障害発生により、お客様のインターネット経由による取引に支障が出た場合、以下のとおり対応いたします。

① システム障害の定義

システム障害とは、当社の取引システムに不具合が発生していると当社が判断し、お客様がインターネットを通じて、取引システムへの接続ができないまたは接続が困難、発注ができない、取引システムの誤作動、レート配信が停止しているなどの状態をいいます。通信回線やお客様のパソコンの不具合などについては、システム障害に含まれません。

② システム障害発生時の通知方法

システム障害が確認された場合、当社ホームページ上にて通知いたします。システム障害の復旧を優先させるため、当初はシステム障害の事実のみを告知させていただき、障害内容等の詳細につきまして復旧後に通知させていただくことがあります。

③ システム障害時の受注

当社では、注文はインターネット経由のみとし、システム障害時および停電等による不測の事態等を含め如何なる場合においても、電話、FAX、メールなどによる注文は一切お受けしません。

④ 受注済み注文の約定

システム障害が原因で、システム障害発生前に受注済みの注文が以下の事象に該当した場合は、本来あるべき正常なレート(当社カバー先が、そのカウンターパーティーと協議し整合性があると判断したレート)に基づき、以下のとおり注文の訂正・取消しを行います。

- ※ 本来約定すべき注文が約定しなかった場合は、本来約定すべきレートで約定させます。
- ※ 本来約定すべき注文が遅延して約定した場合は、本来約定すべきレートに訂正します。
- ※ 本来取消される注文が取消されずに約定した場合は、約定を取消します。

約定の訂正は、約定したレートを本来約定すべきレートに訂正する方法、または約定したレートを変更することなく本来約定すべきレートとの差額を調整金の入出金にて調整する方法で行われます。約定の取消しは、約定した注文を取消する方法、または約定した注文を反対売買し、それにより発生する損益額に該当する額を調整金の入出金にて調整する方法で行われます。注文の訂正・取消し処理を行っている間、該当ポジションの決済は行えませんので、あらかじめご了承ください。

システム障害により注文(取消注文含む)ができない場合および当社にてお客様の発注の事実を確認できない場合、または約定通知が遅延したためにお客様が発注の機会を逸した場合等のいわゆる「機会損失」につきましては、損失額の算出ができませんので、当社はおお客様の損失額の補填はいたしません。

⑤ お客様へのご連絡

システム障害の状況に応じて、該当のお客様には当社カスタマーサポートよりお電話または E メールでご連絡させていただく場合がございます。当社が注文の取消し・訂正処理を行った場合は、その詳細について、該当のお客様にお電話または

Eメールでご報告いたします。

(13) バッドティック発生時の対応

当社では、バッドティックの発生によってお客様の注文が約定した場合は、以下のとおりに対応いたします。

① バッドティックの定義

バッドティックとは、市場のレートと著しく乖離した異常レートをいいます。

② バッドティックの判定

バッドティックの判定は、当社およびカバー先が、市場レートおよび金融情報ベンダーの提示レート等を参考に行います。

③ バッドティックによる約定

当社では、バッドティック(市場レートと乖離した異常レート)はフィルタリングで排除するよう設定しておりますが、万が一バッドティックが発生してしまった場合は、本来あるべき正常レート(当社カバー先が、カウンターパーティーと協議し整合性があると判断したレート)に基づき、以下のとおり注文の訂正・取消しを行います。

- ※ バッドティックによって新規注文が約定した場合は、約定を取消します。
- ※ バッドティックによって決済注文が約定した場合は、約定を取り消し、ポジションを元の状態に戻します。
- ※ バッドティックによって決済注文が約定し売買益が発生した場合も、約定を取消します。
- ※ バッドティックによって発生した売買益の出金依頼および売買益によって新たに建てたポジションも取消します。
- ※ バッドティックによってロスカット注文が約定した場合は、約定を取消し、ポジションを元の状態に戻します。
- ※ バッドティックによって約定した注文(新規・決済・ロスカット)が、正常レートが提示されていたと仮定しても約定している場合は、本来約定すべきレートに訂正します。

約定の訂正は、約定したレートを本来約定すべきレートに訂正する方法、または約定したレートを変更することなく本来約定すべきレートとの差額を調整金の入出金にて調整する方法で行われます。約定の取消しは、約定した注文を取消す方法、または約定した注文を反対売買し、それにより発生する損益額に該当する額を調整金の入出金にて調整する方法で行われます。注文の訂正・取消し処理を行っている間、該当ポジションの決済は行えませんので、あらかじめご了承ください。

④ お客様へのご連絡

バッドティックの状況に応じて、該当のお客様には当社カスタマーサポートよりお電話または E メールでご連絡させていただく場合がございます。

当社が注文の取消し・訂正処理を行った場合は、その詳細について、該当のお客様にお電話または E メールでご報告いたします。

(14)カバー取引について

当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引)

当社は、お客様の相手方として成立させた取引から生じるリスクの軽減を目的として、全ての取引についてカバー取引(反対売買)を行います。

カバー先は、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。

<入出金、口座間振替について>

(1)入金

必要な証拠金は、銀行振込またはクイック入金にて、当社指定の銀行口座にお振込ください。当社は、証拠金は有価証券等により充当することはできません。また、いかなる場合においても、現金での取扱いはいたしませんのでご了承ください。

※当社メンテナンス時間、各金融機関メンテナンス時間および銀行休業日には、クイック入金はできません。

(2)口座間振替

当社では、同一名義のお取引口座間(MT4・ZERO、MT5、EVO およびサブ口座の2つの口座間)で、証拠金の即時振替(移動)が可能です。振替手続きは、当社ホームページの「マイページ」より行ってください。

(3)出金受付時間および振込予定日

・出金合計金額が200万円以下の場合・・・平日の営業日00:00～10:00までの受付分は、原則当日(午後)に振込。平日10:00～14:00までの受付分は、原則翌営業日(午前)に振込。平日14:00～24:00までの受付分は原則翌営業日(午後)に振込。

・出金合計額が2,000,001円～1億円未満の場合・・・平日の営業日00:00～10:00までの受付分は、原則翌営業日(午前)に振込。平日10:00～14:00までの受付分は、原則2営業日(午前)に振込。平日14:00～24:00までの受付分は原則2営業日(午前)に振込。

・出金合計金額が1億円以上および口座閉鎖の場合・・・平日の営業日00:00～14:00までの受付分は、原則4営業日以内に振込。平日14:00～24:00までの受付分は、原則5営業日以内に振込。

※営業日とは、土日、日本の祝日を除く平日を指します。

※1日あたりの出金回数に制限はありませんが、締め切り時間ごとに同一ログインID(取引口座番号)の合計出金額が、振込まれます。

※振込とは、当社側での振込手続き完了を指します。お客様の銀行口座への着金時間ではありません。

※着金時間(お客様の銀行口座への入金)のお約束はできません。

(4)振込手数料

出金額が5,000円以上の場合、振込手数料は無料です。ただし、出金額が5,000円未満の場合、330円(消費税込み)の振込手数料を出金額より徴収するものとします。なお、出金はご登録の銀行口座への振込に限らせていただきます。

【出金に係る注意事項】

※口座残高が330円以下で出金した場合は、振込額は0円、口座残高が0円となります。

※振込は取引口座ごとに行い、同一名義でも取引口座番号が異なる場合は、名寄せは行いません。
従って、出金手数料が複数回発生する場合があります。

<証拠金について>

(1) 証拠金の種類

① 口座残高(取引証拠金)

入出金額に実現売買損益およびスワップポイントを加算した証拠金で、ポジションがある場合の評価損益を含みません。

② 有効証拠金

口座残高に合計ポジションの評価損益を加算した証拠金です。

③ 必要証拠金(維持証拠金)

ポジションを保有(維持)するために必要な証拠金のことで、レバレッジ25倍では約定金額の4%が必要です。

※個人のお客様につきましては、レバレッジ25倍がお取引の上限となります。

※法人のお客様につきましては、レバレッジは通貨ペアによって異なります。

④ 取引可能金額

有効証拠金から必要証拠金を差し引いた金額のことで、取引可能金額の範囲内であればポジションの新規建ておよび取引口座からの出金が可能です。

(2) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

当社がロールオーバー時に行う値洗い(ニューヨーク市場の終値でポジションの時価評価をすること)により、スワップポイントは発生し、口座残高に加算されます。

<益金に係る税金>

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益およびスワップ金利(スワップポイント)収益)は、2012年1月1日以降の取引の決済分からは、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税(※)が0.315%(所得税額15%×2.1%)、地方税5%)となります。その損益は、差金等決済をした取引所 FX 取引や他の先物取引との損益通算が可能となり、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降最大3年間の損失の繰越控除が可能となります。

(※)復興特別所得税は、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取

引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

3. 手続きについて

(1) 取引口座開設

取引口座開設申込みに際し、EVOの概要や取引特有のリスクについて説明書を熟読し、内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任において取引口座開設をお申し込みください。当社では適合性の原則に則り取引開始基準を設け、取引経験・金融資産状況・年齢(満20歳以上75歳未満)等を勘案し審査を行い、当社が承諾した場合に限り取引口座を開設いたします。なお、口座開設審査内容につきましては、審査結果に関わらず非開示とします。

(2) 注文の指示

注文をするときは、インターネット上に設定した取引システムからのオンライン注文に限ります。当社規定の取引時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 注文する通貨ペア
- ② 新規注文・決済注文の別
- ③ 売りまたは買いの別
- ④ 注文数量
- ⑤ レートおよび注文の種別(成行、指値および逆指値など)
- ⑥ 注文の有効期限
- ⑦ その他お客様の指示によることとされている事項

成行注文はレートを指定せず、通貨ペアの別、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指します。お客様からの注文を当社サーバーが受け付けた時点でカバー先に発注され、市場レートで約定されるため、発注時に取引画面に提示されていたレートと、実際の約定レートとの間に差(スリッページ)が生じることがあります。スリッページ※は、お客様の端末と当社の取引システム間の通信、発注から受注、約定までに要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。また、有効期限を設定している場合、有効期限内に約定しなかった当該注文は失効します。

※ スマートフォン(iPhone・Android)・タブレット端末から成行注文を発注する場合に限り、スリッページの許容範囲を設定できます。「マーケットスリッページ」でスリッページの許容範囲を設定した場合、お客様の注文レートと、注文が当社サーバーに到達した時点の市場レートの差が、スリッページの許容範囲内であれば、到達した時点の市場レートで約定します。お客様にとって有利な方向でスリッページの許容範囲を超えた場合、到達した時点の市場レートで約定し、お客様にとって不利な方向でスリッページの許容範囲を超えた場合、当該注文は失効します。但し、スリッページの許容範囲と同時に有効期限を設定している場合、当該注文は有効期限経過後に失効します。

指値注文は、お客様の指定したレートに達した時点、または指定したレートを越えた時点で約定します。指値注文は、注文レートより不利なレートでは約定しません。「部分約定の許可」を設定し、指値注文の一部の数量しか約定しなかった場合、残りの数量は指値注文のまま有効期限まで残ります。

逆指値注文は、お客様の指定したレートに達した時点で「成行注文」としてカバー先に発注されるため、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。逆指値注文は、お客様が指定したレートでの約定をお約束するものではありません。

「スリッページを許可しない」設定で、市場レートが注文レートを超えて大幅に変動した場合は約定せず、有効期限まで逆指値注文のまま残ります。スリッページ設定値は1ポイント1銭で、0.1ポイント(0.1銭)から設定可能です。

注文の有効期限

注文時に有効期限を設定することができます。

有効期限の設定方法はWebサイトに掲載されているユーザーガイドをご参照ください。

(3)取引成立の報告

① 入出金および取引成立の報告

お客様より入出金があったとき、また注文が成立したとき(売買損益、スワップポイントの受払い、評価損益、取引手数料支払い)は取引報告書に記載いたします。当社では取引報告書の交付は、お客様自身が取引システムから閲覧またダウンロードする電磁的方法により行われます。郵送その他の形式での送付は原則行いません。

②その他

当社からの通知書や取引報告書の内容は、お客様において必ずご確認のうえ、万一記載内容に相違または疑義がありましたら、速やかに下記問い合わせ先までご連絡願います。

【問い合わせ先】

外為ファイネスト株式会社 カスタマーサポート
電話番号：0120-217-033(フリーダイヤル)
受付時間：平日9時00分～18時00分
電子メール：id-fxinfo@gaitamefinest.com

4. 店頭外国為替証拠金取引に係るリスク事項

店頭外国為替証拠金取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要があります。なお、下記のリスクは、店頭外国為替証拠金取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

(1) 為替変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、通貨レートの変動により損失を被るリスクがあり元本が保証されるものではありません。市場の状況によっては預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。成行注文はレートを指定せず、通貨ペアの別、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指し、市場で取引されるため通常時を含め市場の変動時や市場の閑散等により提示されたレートと異なるレートで約定されることがあり、また発注された注文が失効されることがあります。

(2) レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引は、レバレッジ効果(てこの作用)により実際の取引対価の額が証拠金の額より大きくなるため、外貨預金等の通貨取引に比べ小額の証拠金で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に預託した証拠金を超える損失を被ることがあります。

(3) 流動性リスク

ドル、円、ユーロ等主要通貨の場合、通常高い流動性があります。しかし、主要国の祝日、ニューヨーク市場のクローズ時、オセアニア市場の週初オープン時など市場参加者が少ないときには、市場の流動性が低下し、通常よりもスプレッドが拡大する場合や、レートの提示が困難になり売買がしづらくなることがあり、お客様に意図しない損失が発生する場合があります。また、天災地変、政変、戦争、テロの発生、為替管理政策・制度の変更、市場の閉鎖等の特殊状況下では、お取引が著しく困難または不可能となるおそれがあります。

(4) 信用リスク

当社の信用状況によってお客様が損害を被るリスクが存在します。当社はお客様からの注文について

全てカバー取引を行っているため、カバー取引先の信用状況に対するリスクも存在します。

(5) 金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引においては、通貨の交換を行うのと同時に金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受取りまたは支払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化しますので、スワップポイントの受取りと支払いには差が生じます。そのため、その時々金利水準によってスワップポイントの受取りの金額が変動するリスクがあります。なお、ポジションを決済するまで、スワップポイントの受取りまたは支払いが発生します。

(6) スリッページリスク

お客様が成行注文を発注する時に取引画面に提示されていた取引レートと、実際の約定レートとの間に差（スリッページ）が生じることがあります。スリッページは、お客様の端末と当社の取引システム間の通信、発注から受注、約定までに要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。また、お客様が発注された指値注文、逆指値注文は、その指値に達した時点で注文が執行されるため、スリッページが発生することがあります。指値注文の場合、お客様にとって有利なレートで約定することはあっても、不利なレートで約定することはありませんが、逆指値注文の場合は、お客様にとって不利なレートで約定することもあります。

(7) オンライン取引システム利用のリスク

オンライン取引システムでの取引の場合、受注に人を介さないため、お客様ご自身の注文の誤入力により、意図した注文が約定しないまたは意図しない注文が約定するリスクがあります。また、オンライン取引システムは、当社またはお客様のPC、通信・システム機器、通信回線等の故障・障害等または当社オンライン取引システム自体の障害等により、一時的または一定期間にわたって利用できないリスクがあります。その他、オンライン取引システムを利用する際に使用される口座番号、ユーザー名、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れるリスク、その情報を第三者が悪用することにより損失が発生するリスクがあります。システム障害等により、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えないことがあります。

<取扱いに係る留意事項>

(1) 重要な経済指標発表時前後等急激な相場変動時においては、通常取引時と比べスプレッドが拡大したり、注文の成立が遅れる可能性があります。また注文が約定しない可能性やレート配信が困難となる可能性、お客様の指定レートよりも不利なレートで約定し、意図しない損失を被る可能性があります。

(2) システム障害等によりプライスの提示や取引が停止することがあります。

(3) 週末のポジションの持越しは、金曜日のNYクローズングレートと週明けの月曜日のオープニングレートに乖離が発生する可能性があるため取引リスクが増大します。

(4) 取引システムのデモ口座で表示している取引レートは、ライブ口座で表示しているものとは異なり、成行注文、指値注文および逆指値注文等につきましても、その約定結果は、ライブ口座において同

じ結果を約束するものではありません。相場が大きく動く時ほど、デモ口座とライブ口座との取引レートや約定結果に違いが出る場合がありますので、ご注意ください。

5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、またはお客様のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、以下の事項について遵守しなければなりません。

(1) 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為

(2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

(3) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問しまたは電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭外国為替証拠金取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭外国為替証拠金取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）

(4) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

(5) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

(6) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

(7) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(8) 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(9)店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為

(10)本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

(11)店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(12)店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)

(13)店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為

(14)店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為

(15)店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(16)店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

(17)あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為

(18)個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為

(19)店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量およびレートのうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

(20)店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

(21)通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。22.において同じ。)につき、お客様が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が、金融庁長官が定める額(個人のお客様については、想定元本の4%。22.において同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

(22)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が、金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

(23)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時のレートより約定レートの方がお客様にとって不利な場合)には、お客様にとって不利なレートで取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時のレートより約定レートの方がお客様にとって有利な場合)にも、お客様にとって不利なレートで取引を成立させること

(24)お客様にとって不利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)

(25)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

6. 当社の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【当社の概要】

外為ファインスト株式会社 関東財務局長(金商)第102号
東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビルディング
加入協会 一般社団法人金融先物取引業協会加入 会員番号1586
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

資本金: 3億8000万円
主な事業: 第一種金融商品取引業(店頭外国為替証拠金取引業務)
設立年月: 平成11年3月

【店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせ】

窓 口: カスタマーサポート
受付時間: 平日 9時00分～18時00分
受付方法: 電話番号 0120-217-033(フリーダイヤル)

電子メール id-fxinfo@gaitamefinest.com

【苦情受付窓口】

窓 口：コンプライアンス部

受 付 時 間：平日 9時00分～18時00分

受 付 方 法：電話番号 0120-217-033(フリーダイヤル)

電子メール id-fxinfo@gaitamefinest.com

【苦情処理・紛争解決】

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電 話 番 号：0120-64-5005(フリーダイヤル)

U R L：<https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所：東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：大阪府大阪市中央区北浜1-5-5大阪平和ビル

7. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・市場

銀行間取引市場のこと。中央銀行、市中銀行、大手証券会社、為替ブローカーにより構成され、参加者は電話や電子機器端末で直接または仲介によって外国為替取引を相対取引で行う。

・営業日(えいぎょうび)

当日の取引が終了し、翌日の取引へ切り替わる一日の節目のこと。

日本時間では米国東部標準時間時は朝7時00分、米国東部夏時間時は朝6時00分が節目

・オーダー

取引の注文を出すこと。または出している注文。

・オー・シー・オー注文(OCO Order)

One Cancels Other Order の略。異なる指値(逆指値)注文を同時に出し、一方の注文が約定したことにより、もう一方の注文が自動的に取消される注文。

・オー・ティー・シー取引(OTC)

Over-the-Counter Transaction の略。取引所を介さずに当事者間で直接行う相対取引のこと。

・カウンターパーティ

取引の相手方のこと。ヘッジ先のこと。

・カバー取引

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引のレート変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引。

・逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

買い注文では現在のレートよりも高い値段、売り注文では現在のレートよりも安い値段を指定して発注する方法。あらかじめ指定した値段になった時、または指定した値段を超えた時に成行で約定。
※実際の約定レートはトリガープライスよりも有利になる場合と不利になる場合があります。

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者。

・区分管理信託(くぶんかんりしんたく)

金融商品取引法において、金融商品取引業者がお客様から預かった証拠金を自社の資産と分け、信託口座で管理すること。

・口座間振替(こうざかんふりかえ)

同一名義のお客様の証拠金の一部または全額を別商品の取引口座へ振り替えること。

・裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続き。ADRともいう。

・差金決済(さきんけっさい)

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

・指値注文(さしねちゅうもん)

買い注文では現在のレートよりも安い値段、売り注文では現在のレートよりも高い値段を指定して発注する方法。あらかじめ指定した値段になった時、または指定した値段を超えた時に約定。

・証拠金(しょうきん)

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分がある。お客様が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければならない。

・ショートポジション

為替取引用語で、通貨の売り持ちの状態。「ショート」ともいう。売り残高が買い残高を超過している状態。ドル円で「ドル・ショート」といえば、ドル売りのポジションを指す。反対用語⇒ロングポジション

・GTC(Good Till Cancelled Order)

キャンセルするまで無期限に有効である注文。注文取消をするまで有効である注文システムのこと。

・スクエア

ポジションを保有していない状態。買い残高と売り残高が同じ状態。フラットともいう。

・スプレッド

提示レートの売りレートと買いレートの差。

・スリッページ

逆指値注文が成立するときに起こる、注文レートと実際の約定レートとの差。成行注文の場合は、注文時の表示レートと実際の約定レートとの差。

・スワップポイント

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調節するために、その差に基づいて算出される額。

・チャート

出合いレートや提示レート、売買高など様々なデータをグラフ化したもの。チャートで為替動向を分析することを「テクニカル分析」という。

・2WAY プライス

売りレートと買いレートを同時に提示すること。

・店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき)

業者に証拠金を預託し通貨の売買を行う取引で、「FX」「通貨証拠金取引」などともいう。

・特定投資家(とくていとうしか)

金融商品取引業者との取引において、金融商品取引法上の主な行為規制を適用しないなどの規制の柔軟化が図られている投資家。

・成行注文(なりゆきちゅうもん)

レートを指定せず、通貨ペアの別、注文数量、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法。お客様からの注文を当社が受け付けた時の市場レートで約定されるため、発注時に取引画面に提示されていた取引レートと、実際の約定レートとの間にスリッページが生じることがあります。

・値洗い(ねあらい)

ポジションについて、市場レート(時価)で評価替えを行うこと。

・約定(やくじょう)

取引が成立すること。

・両建て取引(りょうだてとりひき)

保有するポジションと同じ通貨ペアで、そのポジションとは反対の取引を新たに行い、二つの反対ポジションを同時に保有すること。

・レバレッジ

「テコ」という意味で、取引金額と証拠金の割合(倍数)をレバレッジといい、少額の資金で大きな金額の取引を行うことができる。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のためお客様のポジションを強制的に決済すること。

・ロングポジション

外国為替取引用語で、通貨の「買い持ち」のこと。買い残高が売り残高を超過している状態。「ロング」ともいう。ドル円で「ロング」といえば、ドル買いのポジションを指す。反対用語⇒ショートポジション

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に決済されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと。

以上

2023年1月20日改正